

件 名	堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	令和3年8月に人事院の報告において国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」の内容が示された。そのうち令和4年1月1日施行予定である「不妊治療のための休暇の新設」について国の改正にならば、堺市立学校職員においても「不妊治療のための休暇」を新設することとし、所要の改正を行う。
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の要旨</p> <p>不妊治療と仕事の両立を支援する職場環境の整備を図るため、職員の不妊治療のための特別休暇を新設することとし、所要の改正を行うこと。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1)職員の不妊治療のための特別休暇について、その取得要件、取得期間及び取得できない職員について定めるもの</p> <p>① 有給の扱いとする。</p> <p>② 取得要件を次のとおりとする。</p> <p>ア 1年度を通じて5日以内(当該通院等が体外受精又は顕微授精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日以内)とする。</p> <p>イ 1日または1時間の単位で取得できることとする。</p> <p>ウ 週勤務日数が3日未満である会計年度任用職員については当該休暇の付与の対象外とする。</p> <p>(2)規定の整備を行うもの</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和4年1月1日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p>■ 上記案により、公布する。</p> <p>□ 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p>□ その他（ ）</p>

議案第41号

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則について、次のとおり一部改正する。

令和3年12月16日
堺市教育委員会
教育長 日渡 円

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第13号中「10日以内とする。」を「10日以内」に改め、同項中第23号を第24号とし、第22号の次に次の1号を加える。

(23) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度を通じて5日以内(当該通院等が体外受精又は顕微授精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日以内)

第12条第4項中「及び第14号」を「、第14号及び第23号」に改める。

第13条第1項第2号中「第22号」を「第23号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 職員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時間又は期間の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 子を養育する職員が、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部(以下この号において「中学校等」という。)への就学の始期に達するまでの子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度を通じて5日以内(中学校等への就学の始期に達するまでの子が2人以上あるときは、<u>10日以内とする。</u>)</p> <p>(14)～(22) (略)</p> <p><u>(23)</u> その他教育委員会がやむを得ないと認める場合 やむを得ない</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 職員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時間又は期間の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 子を養育する職員が、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部(以下この号において「中学校等」という。)への就学の始期に達するまでの子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度を通じて5日以内(中学校等への就学の始期に達するまでの子が2人以上あるときは、<u>10日以内</u>)</p> <p>(14)～(22) (略)</p> <p><u>(23)</u> 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度を通じて5日以内 (当該通院等が体外受精又は顕微授精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、<u>10日以内</u>)</p> <p><u>(24)</u> その他教育委員会がやむを得ないと認める場合 やむを得ない</p>

と認める期間

2・3 (略)

4 第10条第2項から第6項まで(第2項ただし書を除く。)の規定は、第1項第4号、第10号、第13号及び第14号に規定する特別休暇について準用する。

5～6 (略)

第13条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は、当該各号に定める特別休暇を受けることができない。

- (1) 会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日の日数が3日以上である者 前条第1項第8号、第16号、第19号及び第22号に規定する特別休暇
- (2) 会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日の日数が3日未満である者 条例第11条第4号、前条第1項第3号、第4号、第8号、第10号から第12号まで及び第15号から第22号までに規定する特別休暇

2～7 (略)

と認める期間

2・3 (略)

4 第10条第2項から第6項まで(第2項ただし書を除く。)の規定は、第1項第4号、第10号、第13号、第14号及び第23号に規定する特別休暇について準用する。

5～6 (略)

第13条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は、当該各号に定める特別休暇を受けることができない。

- (1) 会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日の日数が3日以上である者 前条第1項第8号、第16号、第19号及び第22号に規定する特別休暇
- (2) 会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日の日数が3日未満である者 条例第11条第4号、前条第1項第3号、第4号、第8号、第10号から第12号まで及び第15号から第23号までに規定する特別休暇

2～7 (略)